

退職された皆様へ

※ 退職される方にコピーしてお渡しいただきますようお願いいたします。

市民税・県民税・森林環境税の納付について

本市税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力をいただきありがとうございます。

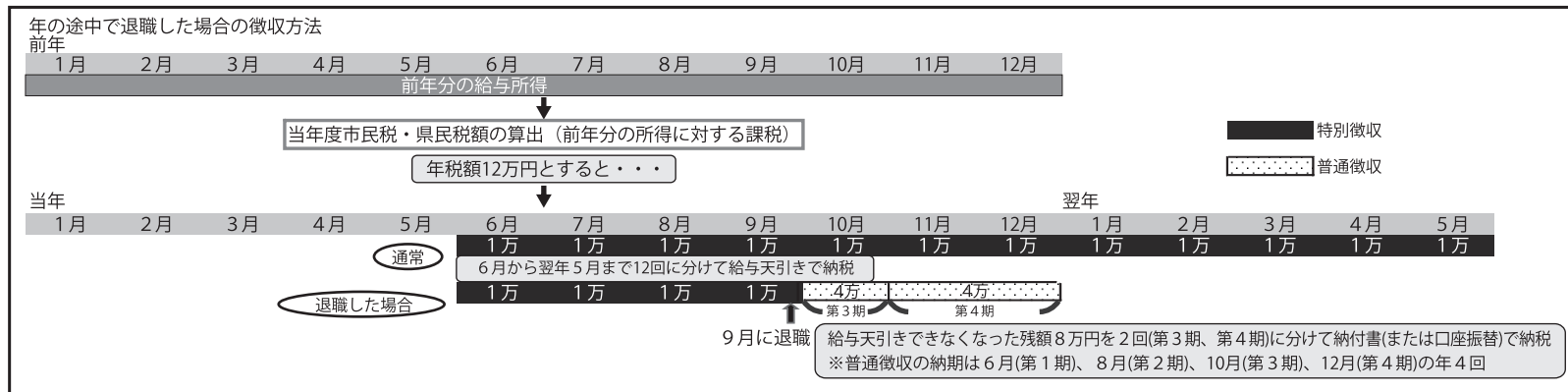
給与所得者は、前年中の所得に対する市民税・県民税・森林環境税を6月から翌年5月までの通常12回に分けて、会社が毎月の給与から差し引いて納めることになっています。(特別徴収)

年の途中で退職等により給与の支払いを受けなくなった場合は、その翌月以降の税額を天引きすることができなくなりますので、残税額をご自分で納付書(または口座振替)にて納付する方法(普通徴収)に変更します。納税通知書(納付書)は、会社から退職の連絡を受けてから、佐賀市からご本人様に郵送しますので、納付をお願いします。

この場合、毎月納めるのではなく、普通徴収の納期にあわせて納付することになります。普通徴収の納期は、6月、8月、10月、12月の年4回となっていますので、退職された時期によっては残税額を分割する回数が少なくなる場合がありますので、ご了承ください。

退職金などから、その年度分の残税額を一括して天引きされる場合はご自分で納付していただく必要はありません。(退職金そのものにかかる市県民税は退職金の支払いを受けるときに特別徴収されます。)

なお、退職後、新たにお勤めになられた場合は、市民税・県民税・森林環境税を給与から差し引くことが出来る場合がありますので、新しい勤務先の給与担当の方にご相談ください。



お問い合わせ：佐賀市 市民税課 0952-40-7062